# 分譲マンション計画修繕調査費助成事業 解説

豊島区住宅・マンション課マンショングループ

令和7年度の申請受付は令和7年4月1日から開始しています

## 分譲マンション計画修繕調査費助成とは

◆ 分譲マンションの管理組合を対象にした、長期修繕計画の作成や大規模修繕工事のために行う建物診断(劣化診断)の費用の一部を助成しています。

### 1. 助成対象者:助成対象建築物

- ① 建築後8年を経過した分譲マンションの管理組合
- ② 管理規約が整備されていること。
- ③ 管理組合の集会において、計画修繕調査の実施について決議がなされていること。
- ④ 過去 10 年以内に、この助成制度を利用していないこと。

#### 2. 助成対象経費

- ① 共用部分に関して、大規模修繕工事のために調査業者に委託して実施する劣化診断調査委託 経費
- ② 共用部分に関して、<u>長期修繕計画の作成・更新のために</u>調査業者に委託して実施する劣化診 断調査委託経費
  - ※劣化診断調査と長期修繕計画の作成・更新を同時に行う場合は、長期修繕計画の作成費用 も助成対象経費に含めることが出来ます。
- ※ 長期修繕計画、大規模修繕工事を伴わない単体での劣化診断調査委託経費は、助成の対象になりません。
  - 例)直結給水管工事を行うための給水管劣化診断調査

#### 3. 調査の対象箇所

- 構造:外壁(塗装・タイル)、防水(屋上・ルーフバルコニー・開放廊下・屋外階段)、鉄部塗装、 外構
- 設備:給排水設備、電気設備、消防設備、エレベーター、機械式駐車場

#### 4. 助成金の交付額等

● 計画修繕調査に要した費用の2分の1 ※消費税を除く (上限 20 万円)

#### 5. 申請の受付期間

- 助成金の申請期間は原則、同一年度内の4月から9月までです。各マンションからの申請額に対する区の助成額の合計が予算を超えた場合には、9月以前でも受付を終了する場合があります。
- 受付を終了した後であっても、翌年度以降の申請に関する相談には応じております。

## 助成金の申請に関する注意事項

- 助成金の区への申請は、建物診断調査を調査会社と契約する前(見積りを取った段階)で行ってください。
  - また、管理組合が調査会社と契約を結ぶ日付は、承認通知書の発行日以降となります。
- 助成申請をおこなった同一年度の最終日までに建物調査、区への報告書提出、区への助成金申請 を必ず完了させてください。(令和7年度は令和8年(2026年)3月31日まで)

## 申請承認後の計画内容の変更や中止について

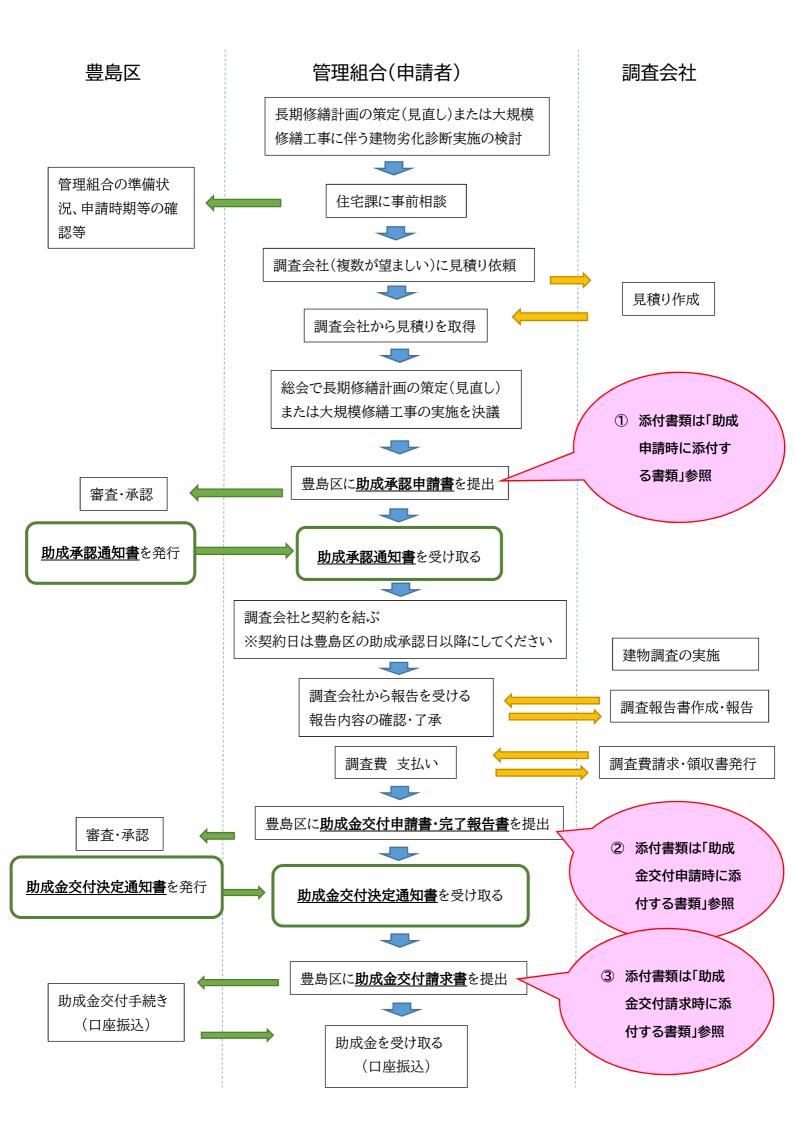
下記のような場合は直ちに住宅課マンショングループ担当までご連絡ください。

- ① 建物調査(劣化診断調査)の調査内容に変更が生じた場合
- ② 調査金額に変更が生じた場合
- ③ 調査を中止することになった場合
- ④ 調査が申請同一年度内に終わらなくなりそうな場合 (この場合は基本的に助成申請を取り下げていただきます)



「分譲マンション計画修繕調査費助成」に

関する豊島区 HP は左記QRコードから



# 申請時添付書類

## ①助成申請時に添付する書類

	添付書類	内容等
1	管理規約の写し	
2	(1)長期修繕計画の策定(見直し) 又は(2)大規模修繕工事実施の決 議に係る集会の議事録の写し	劣化診断調査を行う理由(1)又は(2)に関する総会の議事録の写し ※(1)又は(2)が決議された事に関する記述があれば、豊島区の助成制度を 利用する旨は記述がなくても構いません。
3	調査業者による見積書の写し	※建物診断の調査内容について、費用算出の内訳が判る見積書を添付してください。
4	建物登記事項証明書	全部事項証明書(2名分)又は登記事項要約書(2名分)  ※「豊島区マンション管理推進条例」又は「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づく管理状況届出書を提出している場合は、全部事項証明書・登記事項要約書の提出は必要ありません。

## ②助成金交付申請時に添付する書類

	添付書類	内容等
1	建物調査(劣化診断)の結果が確	調査業者の調査結果報告書の写し
認できる書類	認できる書類	※報告書のサイズが大きい場合は A4 版に縮刷したもので可
2	建物調査(劣化診断)の支払い額	領収書の写し
	を証明できる書類	
3	契約書の写し	※契約書写しに記載された契約日は、①助成申請に対して豊島区が発行
		した承認通知書の承認日より後の日付である必要があります・

# ③助成金交付請求時に添付する書類

	添付書類	内容等
1	支払金口座登録依頼書	

# 分譲マンション計画修繕調査費助成承認申請書

年 月 日

(EIJ)

豊島区長

申請者 住所

管理組合名

役職 民茗

連絡先

豊島区分譲マンション計画修繕調査費助成金交付要綱第7条に基づき、助成金の助成対象承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

建物所在地	豊島区		丁目	番	
建物別任地	(住居表示		丁目	番	号)
建物名称					
建築時期	昭和•平成	年	月		
受付欄 (この欄には記入 しないで下さい。)					
備考欄					

# 分譲マンション計画修繕調査完了報告書

年 月 日

豊島区長

申請者 住所

管理組合名

(EJ)

役職 氏茗

連絡先

豊島区分譲マンション計画修繕調査費助成金交付要綱に基づく調査が完了したので、下 記のとおり報告します。

記

建物所在地	豊島区		丁	目	番	
建物別任地	(住居表示		丁	`目	番	号)
建物名称						
承認年月日·番号		年	月	日•第	号	
調査完了日		年	月	日		
	名 称					
	所在地					
調査業者	連絡先					
	担当者氏名					

# 分譲マンション計画修繕調査費助成金交付申請書

年 月 日

豊島区長

申請者 住所

管理組合名

EI

役職 氏茗

連絡先

豊島区分譲マンション計画修繕調査費助成金交付要綱に基づく助成金の交付について、 関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

建物形式地	豊島区		丁目	番			
建物所在地	(住居表示		丁目	番		号)	
建物名称							
承認年月日•番号		年	月	日・第	号		
受付欄							
(この欄には記入							
しないで下さい。)							

# 分譲マンション計画修繕調査費助成金交付請求書

年 月 日

豊島区長

申請者 住所

管理組合名

(EII)

役職 民茗

連絡先

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった豊島区分譲マンション 計画修繕調査費助成金交付要綱に基づく助成金について、下記のとおり請求します。

記

請求交付額

	十万	万	千	百	+	_	
金額							円

- ※ 金額は、アラビア数字を使用し、訂正は認められません。
- ※ 金額の頭書に「¥」の記号を併記すること。

# 支払金口座登録依頼書

令和 年 月 日

豊島区長

(依頼者)

住所

管理組合名

(EII)

役職及び氏名

連絡先

豊島区からの支払金について、下記振込口座に振り込むことを依頼します。なお、本依頼書に記入した事項に関しては、豊島区の電子計算組織に記録されることに同意します。

記

#### 振込口座

金融機関コード				支店:	支店コード			
金融機関名					支店			
預金種目		普通・当座	口座番号 (右づめ)					
	フリガナ							
口座 名義	氏 名							

<担当>

豊島区住宅課マンショングループ

**☎**03−3981−1385

mail:A0050026@city.toshima.lg.jp